

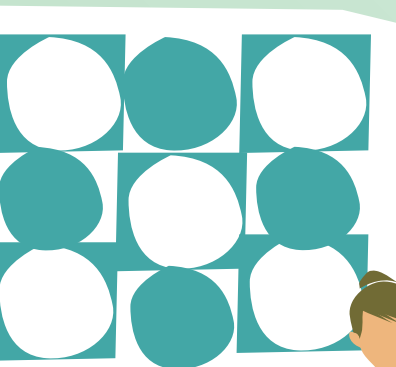
ご加入者の皆様に万一のこと(死亡・高度障害)があった場合の保障制度です。

大和証券グループ

(介護保障特約・こども特約付団体定期保険)

従業員グループ保険

満60歳未満の方がご加入いただけます。



〈個人情報に関するお知らせ〉

当保険の運営にあたっては、会社は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)(以下、個人情報)を取扱い、会社が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ)へ提出いたします。

会社は、当保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。

生命保険会社は受領した個人情報を次の目的のために業務上必要な範囲で利用(注)いたします。

- ①各種保険契約の引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③生命保険会社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

また、会社および他の生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後個人情報に変更等が発生した際にも、引続き会社および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

—死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて—

指定された死亡保険金受取人(以下、受取人)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取り扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

●あなたに一番身近な保険です。

大和証券グループのスケールメリットを活かした独自の福利厚生制度です。グループ社員のための制度には、メリットがいっぱい!

●介護保障特約

お手頃な保険料で介護にかかる初期費用などを準備できます。

●団体定期保険から個人保険に移行できます。

※移行には所定の条件があります。詳細は最終ページをご覧ください。

新規加入・増額のお申込みはお早めに。

締め切り日は**5月31日(金)**です。

この保険は、死亡等の保障を目的とする保険期間1年、保険料掛け捨て型の生命保険で、当パンフレットに記載の保険金額からお申込みいただけます。保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、お申込み前にご確認をお願いします。

大和証券グループ本社

Daiwa Securities Group Inc.

人事部

従業員グループ保険とは…

大和証券グループの役員・従業員とその配偶者・子どもを加入対象とした、独自の福利厚生制度です。

この制度は、ご加入者の皆様に万一のこと(死亡・高度障害)があった場合、残されたご家族(高度障害の場合は本人)に生活資金・教育資金として保険金が支給される制度です。

主契約(死亡・高度障害)をベースに、介護保障特約への加入で、介護保障も準備できます。

ライフステージによって 必要な保障額は変わります。



制度の特長

- 医師の診査はなく、告知扱いだから手続きが簡単
- 保険料は給与天引き
- グループ保険だからできるお手頃な保険料**で大きな保障
- 介護保障特約に加入で介護保障を準備
※別途、より手厚い介護保障を準備できるグループ介護保険もあります。

1年ごとに収支計算、
剰余金が生じた場合は
配当金として還元

配当金があれば
保険料の実質負担が軽減

配当実績

年度	2022年度	2021年度	2020年度
支払月	2023年8月	2022年8月	2021年8月
配当率	約46.7%	約46.3%	約73.8%

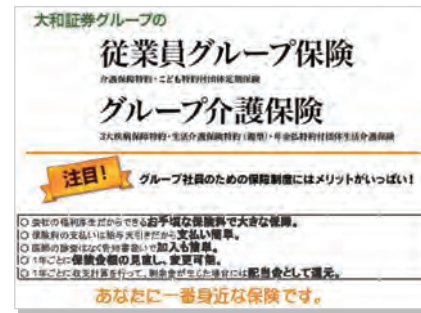
- 上記配当率は、各年度ごとにご負担いただいた保険料に対する支払配当金の割合です。
- 配当金は各取扱生命保険会社のお支払時期の前年度決算および引受金額により決定しますので、将来お支払する配当金額は現時点では確定していません。
- ※介護保障特約部分の配当実績は含まれておりません。

団体定期保険から無選択で個人保険に移行できます。

※お取り扱いの詳細は7ページをご参照ください

加入内容の確認・お手続き方法

- 加入内容の確認・新規申込み、内容変更はインターネットでお手続きください。お手続きされない場合は現在のご加入内容で自動更新となります。
- 大和証券グループ役員専用Webよりアクセスしてください。
https://www.daiwa-fs.co.jp/group/insurance/b_group.html
 ※昨年メールアドレスをご登録いただいた方には、登録メールアドレスへ、URL記載のメールをお送りします。



インターネットお手続き期間
2024年5月7日(火)
～2024年5月31日(金)

●年に一度の大切なご案内です。
 是非ご加入状況をご確認ください。

ログインまでのお手続き方法

初めてご利用いただく方、または再登録される方
 ⇒①からお進みください

メールアドレスを登録いただいている方
 ⇒ご登録されたアドレスに別途メールを送信いたします。メール記載URLから④にお進みください

①「利用者登録をする」をクリック



- ③ご登録いただいたメールアドレスに【ログイン用URL】
 【初回ログインパスワード】が届きます。
 ④ログイン用URLよりお手続きを進めてください。
 ※昨年のパスワードはご利用いただけません。

会社コード (所属している会社コードを選択してください)	
大和証券グループ本社	1
大和証券	2
大和アセットマネジメント	8
大和証券ビジネスセンター	R
大和証券ファシリティーズ	4
大和企業投資	B
大和総研	M
大和インベスター・リレーションズ	V
大和ファンド・コンサルティング	N
大和総研インフォメーションシステムズ	T
大和ネクスト銀行	2
大和インベストメント・マネジメント	P
大和リアル・エステート・アセット・マネジメント	L
大和証券リアルティ	K
リテラ・クリア証券	S
グッドタイムリビング	G

②必要事項を入力

- 「団体アクセスキー」、「個人コード」
- 「氏名(すべて全角大文字カタカナ)」
- 「生年月日」「PCメールアドレス」を登録ください
- ※会社および個人のメールアドレス利用可

※小書き文字(や・ゆ・よ・つ等)は大文字で入力してください。例)シュン → シュン

- 「団体アクセスキー」は「NY424866」です
- 「個人コード(計8けた)」
- ・・・(会社コード)+(社員コード)
- ※会社コードは右表をご確認ください。
- ※グッドタイムリビング所属の方は、G+社員番号のゼロを1つとり、7けたに変更してください。(例:「10001234」の場合→「G1001234」)
- ※4月1日付・5月1日付で会社または社員コードが変更になった方は、3月31日時点での会社コード・社員コードでご登録ください。

お申込方法

- ⑤初回ログイン時はパスワード変更画面からパスワードを変更してください。
- ⑥申込メニューから「団体定期保険」を選択します。
- ⑦「パンフレットを見る」をクリックし、内容をご確認ください。
- ⑧ご加入の方は「加入状況照会」から現在の加入内容をご確認ください。
- ⑨「申込開始」をクリックして、申込基本情報を入力します。

現在の加入内容が記載されています。
 変更の場合は申込情報を入力してください。

⑩申込情報を入力します。

- ⑪告知を入力します。
- ⑫お申込内容の確認・申込内容確認書の保存・印刷をします。

お申込み完了

(対応環境)	
OS	Windows日本語版
ブラウザ	Edge, Firefox, Chrome
PDF閲覧	Adobe Reader 10,11

保障額と月払保険料(概算) <主契約:死亡・高度障害保険金 介護保障特約:介護保険金>

(単位:円)

保険年齢	生年月日	性別	本人								配偶者					
			主契約	介護保障特約	主契約	介護保障特約	主契約	介護保障特約	主契約	介護保障特約	主契約	介護保障特約	主契約	介護保障特約		
			6,000万円	600万円	5,000万円	500万円	4,000万円	400万円	3,500万円	350万円	3,000万円	300万円	2,500万円	250万円	2,000万円	200万円
(*) 15歳~35歳	S64.1.1~ H21.12.31生	男性	5,280	162	4,400	135	3,520	108	3,080	95	2,640	81	2,200	68	1,760	54
		合計保険料	5,442		4,535		3,628		3,175		2,721		2,268		1,814	
		女性	3,240	156	2,700	130	2,160	104	1,890	91	1,620	78	1,350	65	1,080	52
		合計保険料	3,396		2,830		2,264		1,981		1,698		1,415		1,132	
36歳~40歳	S59.1.1~ S63.12.31生	男性	6,840	198	5,700	165	4,560	132	3,990	116	3,420	99	2,850	83	2,280	66
		合計保険料	7,038		5,865		4,692		4,106		3,519		2,933		2,346	
		女性	5,700	180	4,750	150	3,800	120	3,325	105	2,850	90	2,375	75	1,900	60
		合計保険料	5,880		4,900		3,920		3,430		2,940		2,450		1,960	
41歳~45歳	S54.1.1~ S58.12.31生	男性	9,420	246	7,850	205	6,280	164	5,495	144	4,710	123	3,925	103	3,140	82
		合計保険料	9,666		8,055		6,444		5,639		4,833		4,028		3,222	
		女性	7,080	210	5,900	175	4,720	140	4,130	123	3,540	105	2,950	88	2,360	70
		合計保険料	7,290		6,075		4,860		4,253		3,645		3,038		2,430	
46歳~50歳	S49.1.1~ S53.12.31生	男性	13,680	330	11,400	275	9,120	220	7,980	193	6,840	165	5,700	138	4,560	110
		合計保険料	14,010		11,675		9,340		8,173		7,005		5,838		4,670	
		女性	10,200	282	8,500	235	6,800	188	5,950	165	5,100	141	4,250	118	3,400	94
		合計保険料	10,482		8,735		6,988		6,115		5,241		4,368		3,494	
51歳~55歳	S44.1.1~ S48.12.31生	男性	20,100	498	16,750	415	13,400	332	11,725	291	10,050	249	8,375	208	6,700	166
		合計保険料	20,598		17,165		13,732		12,016		10,299		8,583		6,866	
		女性	13,920	426	11,600	355	9,280	284	8,120	249	6,960	213	5,800	178	4,640	142
		合計保険料	14,346		11,955		9,564		8,369		7,173		5,978		4,782	
56歳~60歳	S39.1.1~ S43.12.31生	男性	29,220	816	24,350	680	19,480	544	17,045	476	14,610	408	12,175	340	9,740	272
		合計保険料	30,036		25,030		20,024		17,521		15,018		12,515		10,012	
		女性	17,760	744	14,800	620	11,840	496	10,360	434	8,880	372	7,400	310	5,920	248
		合計保険料	18,504		15,420		12,336		10,794		9,252		7,710		6,168	
61歳~65歳	S34.1.1~ S38.12.31生	男性	44,940	1,464	37,450	1,220	29,960	976	26,215	854	22,470	732	18,725	610	14,980	488
		合計保険料	46,404		38,670		30,936		27,069		23,202		19,335		15,468	
		女性	23,700	1,434	19,750	1,195	15,800	956	13,825	837	11,850	717	9,875	598	7,900	478
		合計保険料	25,134		20,945		16,756		14,662		12,567		10,473		8,378	
66歳~70歳	S29.1.1~ S33.12.31生	男性	66,840	2,796	55,700	2,330	44,560	1,864	38,990	1,631	33,420	1,398	27,850	1,165	22,280	932
		合計保険料	69,636		58,030		46,424		40,621		34,818		29,015		23,212	
		女性	32,100	2,958	26,750	2,465	21,400	1,972	18,725	1,726	16,050	1,479	13,375	1,233	10,700	986
		合計保険料	35,058		29,215		23,372		20,451		17,529		14,608		11,686	

保障額と月払保険料(概算)

＜主契約:死亡・高度障害保険金 介護保障特約:介護保険金＞

(単位:円)

保険年齢	生年月日	性別	本人 配偶者							
			主契約		介護保障特約		主契約		介護保障特約	
			1,500万円	150万円	1,000万円	100万円	800万円	80万円	500万円	50万円
(*) 15歳～35歳	S64.1.1～ H21.12.31生	男性	1,320	41	880	27	704	22	440	14
		合計保険料	1,361		907		726		454	
		女性	810	39	540	26	432	21	270	13
		合計保険料	849		566		453		283	
36歳～40歳	S59.1.1～ S63.12.31生	男性	1,710	50	1,140	33	912	26	570	17
		合計保険料	1,760		1,173		938		587	
		女性	1,425	45	950	30	760	24	475	15
		合計保険料	1,470		980		784		490	
41歳～45歳	S54.1.1～ S58.12.31生	男性	2,355	62	1,570	41	1,256	33	785	21
		合計保険料	2,417		1,611		1,289		806	
		女性	1,770	53	1,180	35	944	28	590	18
		合計保険料	1,823		1,215		972		608	
46歳～50歳	S49.1.1～ S53.12.31生	男性	3,420	83	2,280	55	1,824	44	1,140	28
		合計保険料	3,503		2,335		1,868		1,168	
		女性	2,550	71	1,700	47	1,360	38	850	24
		合計保険料	2,621		1,747		1,398		874	
51歳～55歳	S44.1.1～ S48.12.31生	男性	5,025	125	3,350	83	2,680	66	1,675	42
		合計保険料	5,150		3,433		2,746		1,717	
		女性	3,480	107	2,320	71	1,856	57	1,160	36
		合計保険料	3,587		2,391		1,913		1,196	
56歳～60歳	S39.1.1～ S43.12.31生	男性	7,305	204	4,870	136	3,896	109	2,435	68
		合計保険料	7,509		5,006		4,005		2,503	
		女性	4,440	186	2,960	124	2,368	99	1,480	62
		合計保険料	4,626		3,084		2,467		1,542	
61歳～65歳	S34.1.1～ S38.12.31生	男性	11,235	366	7,490	244	5,992	195	3,745	122
		合計保険料	11,601		7,734		6,187		3,867	
		女性	5,925	359	3,950	239	3,160	191	1,975	120
		合計保険料	6,284		4,189		3,351		2,095	
66歳～70歳	S29.1.1～ S33.12.31生	男性	16,710	699	11,140	466	8,912	373	5,570	233
		合計保険料	17,409		11,606		9,285		5,803	
		女性	8,025	740	5,350	493	4,280	394	2,675	247
		合計保険料	8,765		5,843		4,674		2,922	

子ども※	3歳～22歳 (H14.1.1～R3.12.31生)	死亡・高度障害保険金 400万円	一律 280
		死亡・高度障害保険金 200万円	一律 140

■主契約について

- ★更新時の年齢により、本人・配偶者の保険料は変わりますのでご確認ください。
- ★記載の本人・配偶者の保険料は概算保険料であって、正規保険料は申込み締切後算出し、初回より適用します。こどもの保険料は1人あたりの正規保険料です。
- ★主契約のみにご加入の場合は、主契約保険料(概算)のみとなります。
- ★現在、以下の保険金額にご加入の方は、同額継続も認められますが、前頁または左記保険料表の保険金額への変更をおすすめします。保険料については、1,000万円の保険料をもとに計算ください。(円未満四捨五入)
本人:200万円、300万円、700万円、1,200万円、1,300万円、1,700万円、2,200万円、2,700万円、3,200万円、3,700万円、4,200万円、4,500万円、4,700万円、5,500万円、5,700万円
配偶者:200万円、300万円
子ども:100万円、300万円
なお、本人・配偶者における新規加入、増減額は500万円以上とします。
- ★配偶者・こどもの保険金額は、本人と同額またはそれ以下とします。ただし、配偶者は3,000万円、子どもは400万円を限度とします。
- ★死亡・高度障害保険金は、保険期間中に死亡された場合、あるいは加入(増額)日以後の病気やケガによって保険期間中に別表1の高度障害状態になられた場合にお支払いします。
※こどもで加入できる方は本人の被扶養者です。

■介護保障特約について

- ★介護保険金額は主契約(死亡・高度障害保険金)の1割となります。
- ★主契約(死亡・高度障害保険金)を増額(減額)された場合、介護保険金も増額(減額)となります。
- ★更新時の年齢により、本人・配偶者の保険料は変わりますのでご確認ください。
- ★記載の保険料は介護保障特約の正規保険料です。
- ★介護保障特約のみの加入はできません。
- ★こどもは加入できません。
- ★介護保険金は、介護保障特約の加入日以後の病気やケガによって保険期間中に介護保険金の支払事由に該当された場合にお支払いします。

●介護保障特約は主契約(死亡・高度障害保障)に加入された本人・配偶者が任意に加入できる特約です。

*介護保障特約は18歳からご加入いただけます。

ご加入に際して

加入資格

株式会社大和証券グループ本社および関連グループ各社(★)の役員・従業員(本人)およびその配偶者と扶養することも、加入(増額)申込日現在健康で正常に就業または生活をしている、更新日現在以下の年齢の方です。

更新日: 2024年7月1日

主契約(死亡・高度障害保障)	本人: 14歳6ヵ月超満60歳未満の方
	配偶者: 18歳以上満60歳未満の方
	子ども: 2歳6ヵ月超22歳6ヵ月までの方

新規加入の場合の保険金額は本人・配偶者は500万円、子どもは100万円からとなります。扶養することも、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。なお、子どもを加入させる場合は、加入資格のある子ども全員をお申込みください。

配偶者・子どものみの加入はできませんので、本人と一緒に申し込みください。また、配偶者・子どもの保険金額は本人と同額またはそれ以下とします。ただし、配偶者は3,000万円、子どもは400万円を限度とします。

介護保障特約(介護保障)	本人: 17歳6ヵ月超満60歳未満の方で主契約に加入している方
	配偶者: 18歳以上満60歳未満の方で主契約に加入している方

介護保障特約への加入は任意にできます。ただし、主契約に加入していることが条件となります。介護保障特約のみの加入はできません。なお、主契約を脱退された場合は介護保障特約も同時に脱退となります。

※子どもは加入できません。本人としての加入資格を有する配偶者は本人としてご加入ください。(同一人が本人・配偶者の2つの資格で重複加入はできません。)

★「関連グループ各社」とは、次の会社をいいます。

- *大和証券株式会社 *大和アセットマネジメント株式会社 *株式会社大和総研
- *株式会社大和証券ビジネスセンター *大和証券ファシリティーズ株式会社
- *大和企業投資株式会社 *株式会社大和ネクスト銀行
- *株式会社大和インベストメント・マネジメント *株式会社大和ファンド・コンサルティング
- *大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社
- *大和インベスター・リレーションズ株式会社 *株式会社大和総研インフォメーションシステムズ
- *大和証券リアルティ株式会社 *グッドタイムリビング株式会社

継続加入の取扱

一旦加入されれば、加入資格を満たすかぎり以後の更新時にたとえ病気であっても、保険金額は前年度と同額またはそれ以下で本人・配偶者は70歳6ヵ月の方まで、子どもは22歳6ヵ月まで継続加入できます。

保険料

保険料は月払で、毎月の給与から天引きとなります。初回は7月の給与から天引きとなります。

保険期間

2024年7月1日(更新日)から2025年6月30日までの1年間で、以後1年ごとに更新します。(主契約・介護保障特約の保険期間は同一です。)

お申し出のない場合は自動更新となります。なお、保険金額の変更は更新時のみ取扱います。

保険期間の途中で、介護保障特約のみ加入・脱退はできません。

加入資格を失い制度から脱退した場合には、脱退した月の月末までの保障となります。ただし、当月分の保険料を払込むことが必要です。

効力発生日

ご加入(増額)申込み後、2024年7月1日より効力が発生します。

受取人

死亡保険金: (本人・配偶者)・・・ご指定された方
(子ども)・・・原則本人(主たる被保険者)

高度障害保険金: 被保険者

介護保険金: 被保険者

<死亡保険金受取人の変更方法>

本人および配偶者の死亡保険金受取人の変更は、死亡保険金の支払事由発生前であれば、お申し出により、被保険者の同意を得て、変更することができます。更新時等の申込書にて変更される場合は、効力発生日よりの変更となります。効力発生日より前に変更される場合は、団体窓口にお申し出のうえ、「死亡保険金受取人変更通知書」で別途手続きください。

※この保険では、遺言により死亡保険金の受取人を変更することはできません。

配当金

主契約と介護保障特約はそれぞれ、1年ごとに収支計算を行って、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しします。

申込方法

各加入者(配偶者・子ども含む)による制度内容の確認後、インターネットを通じてお申込みください。

お申込みに際しては告知をしていただきます。(医師による診査はありません。)お申込み時の健康状態によってはご加入(増額)できない場合もあります。

制度からの脱退

お申し出により制度から脱退することができます。

被保険者(本人・配偶者・子ども)が加入資格を喪失された場合には、制度から脱退となります。ただし、更新日時時点で加入資格を有する子どもについては、つぎの場合を除き、その更新日を含む保険期間中は継続することができます。

・本人が脱退されたときは、配偶者・子どもも同時に脱退となります。また、本人が死亡または高度障害状態になられたときは、保険金をお支払いし、配偶者・子どもも同時に脱退となります。

・更新日の年齢が、本人・配偶者は70歳6ヵ月超、子どもは22歳6ヵ月超となったとき、更新日の前日をもって自動脱退となります。

この保険には、脱退による返戻金はありません。

退職後の取扱

本人が退職した場合は退職月の末日で脱退となり、配偶者・子どもも同時に脱退となります。保険期間の途中で定年退職した場合は、年度末までの保険料を一括で支払うことにより、当年度の保険期間満了(2025年6月30日)まで継続できます。脱退時に継続して個人保険に加入できます。詳細については、7ページをご参照ください。

税務上の取扱

主契約・子ども特約の実質保険料(年間払込保険料から配当金を控除した金額)は、一般の生命保険料控除の対象となります。なお、介護保障特約の実質保険料(年間払込保険料から配当金を控除した金額)は、介護医療保険料控除の対象となります。

(所得税法第76条、地方税法第34条第1項第5号・第314条の2第1項第5号)

本人の死亡保険金は、受取人が法定相続人である場合、500万円×法定相続人数まで非課税です。

(相続税法第12条第1項第5号)

高度障害保険金および介護保険金は非課税です。(所得税法施行令第30条1号、所得税基本通達9-21)

本人(主たる被保険者)が受け取る配偶者・子どもの死亡保険金は一時所得として所得税の課税対象となります。

(所得税法第34条)

[2024年2月現在の税制]

法令等の改正に伴う変更(介護保障特約)

公的介護保険制度の改正が行われた場合でとくに必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、介護保障特約条項の支払事由を変更することがあります。

給付の取扱

保険金の支払

保険金をお支払する事由はつぎのとおりです。

主契約	●死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
	●高度障害保険金	加入(増額)日以後の病気やケガによって、保険期間中に、別表1の高度障害状態になられた場合
介護保障特約	●介護保険金	被保険者が、特約加入(増額)日以後の病気やケガによって、保険期間中につぎのいずれかに該当された場合 ①引受保険会社所定の要介護状態に該当し、その状態が該当した日から起算して継続して180日あることを医師により診断確定されたとき(別表2をご覧ください。) ②介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)にもとづく公的介護保険制度の「要介護3以上」(*)に該当していると認定されたとき ※(平成11年4月30日 厚生省令第58号第1条第1項に定める要介護3から要介護5までのいずれかの状態)

(別表1)対象となる高度障害状態(公的な身体障害者認定基準等とは異なります。)

- ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

【高度障害状態に関する補足説明】

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害(視力障害)

(1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

(3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合

②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

介護保険金のお支払いに関する留意事項

- ①要介護状態になられて介護保険金が支払われても、死亡・高度障害の保障は継続することができます(介護保険金が支払われた場合、その被保険者の介護保障特約部分は消滅となります)。ただし、加入資格を有し主契約部分の保険料を払込むことが必要となります。
- ②介護保障特約の被保険者が引受保険会社所定の要介護状態に該当し、その日から起算してその要介護状態が継続して180日を経過するまでの間に、主契約の高度障害保険金が支払われた場合、この特約のその被保険者に対する部分は消滅します。ただし、その要介護状態が継続して180日経過したときは、この特約の有効中の要介護状態とみなして、介護保険金を被保険者にお支払いします。
- ③被保険者が介護保険金を請求できない特別な事情があるときは、引受保険会社の承諾を得ることにより、その被保険者の代理人が介護保険金を請求することができます。

保険金のお支払制限

保険金の支払事由に該当し保険金が支払われた後、保障が消滅する場合
○お支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。

死亡・高度障害保険金

高度障害保険金が支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。

介護保険金

死亡保険金または高度障害保険金が支払われ、その被保険者の主契約が消滅した場合は、介護保障特約部分も消滅します。ただし、高度障害保険金について、「介護保険金のお支払に関する留意事項」の②の場合を除きます。

[別表2] 引受保険会社所定の要介護状態

[引受保険会社所定の要介護状態]とは、つぎの(1)から(3)までのいずれかに該当した場合をいいます。
(1) 下表の項目の1から5のうち1項目が全部介助の状態に該当し、かつ、他の1項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
(2) 下表の項目の1から5のうち3項目が一部介助の状態に該当したとき
(3) 器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき
*器質性認知症、意識障害、見当識障害の詳細は約款に記載されています。

項目	状態
1.歩行 (立った状態から、日常生活を遂行するうえで必要な歩行ができるかどうか)	(1) 全部介助: 介助がなければ自分ではまったくできない。何かにつかまっても、誰かに支えてもらっても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならぬ状態。寝たきりの場合を含みます。 (2) 一部介助: 補装具等を使用しても介助がなければ困難。 (3) ほぼ自立: 補装具等を使用すれば自分でできる。 (4) 自立: 自分でできる。
2.衣服の着脱 (眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。)	(1) 全部介助: 介助がなければ自分ではまったくできない。 (2) 一部介助: 衣服を工夫しても介助がなければ困難 (3) ほぼ自立: 衣服を工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4) 自立: 自分でできる。
3.入浴 (浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。)	(1) 全部介助: 介助がなければ自分ではまったくできない。 (2) 一部介助: 浴槽などを工夫しても介助がなければ困難 (3) ほぼ自立: 浴槽などを工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4) 自立: 自分でできる。
4.食物の摂取 (眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後かたづけ等は含みません。)	(1) 全部介助: 介助がなければ自分ではまったくできない。スプーン・フォーク・経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。 (2) 一部介助: 食器・食物等を工夫しても介助がなければ困難。切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。 (3) ほぼ自立: 食器・食物等を工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4) 自立: 自分でできる。
5.排泄 (排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。)	(1) 全部介助: 介助がなければ自分ではまったくできない。排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。 (2) 一部介助: 特別の器具を使用しても身体に触れて行う直接的な介助がなければ困難 (3) ほぼ自立: 特別の器具を使用すれば自分でできる。使用した特別の器具の後始末などの間接的な援助が必要な場合を含みます。 (4) 自立: 自分でできる。

引受保険会社

この保険契約は太陽生命保険株式会社を事務幹事保険会社とする生命保険契約です。引受保険会社は各ご加入者の加入保険金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。また、引受保険会社および引受割合は、将来変更することがあります。
なお、介護保障特約については、事務幹事保険会社がその全額を引き受けます。

太陽生命保険株式会社<事務幹事保険会社>

住友生命保険相互会社 大同生命保険株式会社 明治安田生命保険相互会社
第一生命保険株式会社 日本生命保険相互会社
大樹生命保険株式会社 富国生命保険相互会社

50音順

事務取扱 大和証券ファシリティーズ株式会社 保険事業部

従業員グループ保険(団体定期保険)から 個人保険への無選択移行を希望されるお客さまへ

移行の申出

無選択移行を希望されるお客さまは、太陽生命保険株式会社(03-3272-6040)または大和証券ファシリティーズ株式会社までお申出ください。個人保険の加入資格はつぎのとおりです。
● 団体定期保険(主契約)に継続して2年を超えて被保険者であった方。
介護保障特約を付加されている方は、特約付加から2年を超えて被保険者であった方。
● 個人保険で定める年齢範囲内の方。

加入保険金額

加入保険金額は団体定期保険(主契約)300万円以上6,000万円まで、介護保障特約は50万円以上600万円まで、それぞれの加入保険金額を上限とします。また、直前の2年以内に保険金額の増減がある場合にはこの間の最低保険金額を限度とします。

移行手続き

団体定期保険(主契約)、介護保障特約いずれも、脱退日より1ヵ月以内であれば告知・医師の診査なしで所定の手続きにより個人保険へ移行することができます。脱退日より、1ヵ月以内に移行手続きを行ってください。移行手続きが遅延し脱退日より1ヵ月を経過した場合は、お取扱いすることはできません。
移行の申出後、太陽生命保険株式会社から移行手続きに必要な書類を送付いたします。
書類に必要事項を記入・押印のうえ、太陽生命保険株式会社までご提出ください。

初回の保険料は2ヵ月分を指定口座より保障開始の翌月27日(休日の場合は翌営業日)に振替いたします。保険料の払込方法は、口座振替のみとなっております。

無選択移行後の月払保険料(例)(口座振替・月払)

保険期間・保険料払込期間:10年
定期保険1,000万円 介護保険(I型)100万円の場合の保険料 (単位:円)

		年齢	30歳	40歳	50歳	60歳
男性	団体定期保険 → 定期保険		2,580	3,570	5,880	11,068
	介護保障特約 → 介護保険(I型)	移行不可		73	189	439
女性	団体定期保険 → 定期保険		2,310	3,070	4,350	6,460
	介護保障特約 → 介護保険(I型)	移行不可		62	153	344

※ 保険料は、年齢・性別等により異なります。詳しくは、太陽生命保険株式会社へお問い合わせください。

ご加入のみなさまへ 特に重要なお知らせ（重要事項説明）

団体定期保険（契約概要）

この「団体定期保険（契約概要）」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入（増額）前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項などは、概要や代表事例を示しています。各事項の詳細等につきましてはパンフレット等の該当箇所を必ずご確認ください。なお、保険契約の詳細な内容を示す「約款」はご契約者（団体）に配付されています。

1. 商品名称

団体定期保険

2. 商品の特徴

企業・団体の従業員・所属員等の方について、万一のときの保障を確保するために、団体を契約者として運営する団体保険商品です。保険期間は1年ですが、更新により一定年齢まで加入資格を満たすかぎり継続してご加入いただけます。

しくみ図（イメージ）



* 保険金額・給付金額、付加された特約の内容は団体ごとの制度内容により異なります。詳細は、パンフレットの該当箇所をご参照ください。
また、制度内容は将来の更新時等にご契約者（団体）により変更されることがあります。
* 加入可能年齢・更新可能年齢などは、パンフレットにおけるご加入できる範囲をご確認ください。

3. 保険料について

保険料は、毎年の更新時に加入状況に基づき、契約ごとに算出し変更します。また、お支払方法、お支払経路等もご契約ごとに異なります。詳しくはパンフレットの該当箇所をご覧ください。

4. 保険金が支払われる場合

保険金をお支払いする主な事由はつぎのとおりです。

- 保険期間中に、死亡された場合
- 加入（増額）日以後の病気やケガによって、保険期間中に、所定の高度障害状態になられた場合

5. 保険金等のお支払制限について

保険金等の支払事由に該当し保険金等が支払われた後、保障が消滅する場合

- お支払事由に該当し保険金等が支払われた場合には、その保障は消滅します。
- 高度障害保険金支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。

6. 配当金について

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いします。

7. 脱退による返戻金

この保険には、脱退による返戻金はありません。

8. 引受保険会社

この保険契約は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。共同取扱契約の場合には、引受保険会社は各ご加入者の加入保険金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。
※引受保険会社の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

ご加入のみなさまへ 特に重要なお知らせ（重要事項説明）

団体定期保険（注意喚起情報）

この「団体定期保険（注意喚起情報）」は、ご加入（増額）のお申込みに際して特にご注意ください事項を記載しています。ご加入（増額）前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項、その他詳細につきましては、パンフレット等の該当箇所を必ずご確認ください。

【ご意向に沿ったお申込内容かご確認ください】

ご加入（増額）時に配付された「契約概要」「当注意喚起情報」「パンフレット」をご覧ください。つぎの①から⑤がご意向に沿った内容となっているかご確認のうえ、お申込みください。

- ① 保障内容（保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）
- ② 保険金額
- ③ 保険料
- ④ 保険料払込方法
- ⑤ 保険期間

告知に関する重要事項

○告知の重要性

現在および過去の健康状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを告知といいます。

ご加入（増額）のお申込みにあたっては、告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

○告知受領権等

告知される場合は、指定された書面をご提出ください。口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。

なお、生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者が、お客様の告知に際し、傷病歴や健康状態について、事実を告知いただかないよう、あるいは事実と違うことを告知するよう勧めることはありません。

○傷病歴等がある方でも引受可能なケースがあること

傷病歴等がある方でも全てのご加入（増額）のお申込みをお断りするものではありませんので、ありのままを正確にもれなく告知ください。

○正しく告知されない場合のデメリット

正しく告知をいただけない場合は「告知義務違反」としてご加入（増額）を解除させていただきます。保険金等をお支払いしないことがあります。

ご契約にあたっての重要事項

1. ご加入（増額）のお申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、被保険者となられる方のご加入（増額）のお申込みにはクーリング・オフの適用がございません。

2. ご加入（増額）の責任開始期

- ご提出された加入申込書（告知書）に基づき、引受保険会社にご加入（増額）を承諾した場合、所定の「加入（増額）日」からご契約上の責任を負います。
- 生命保険会社職員・代理店等には保険への加入（増額）を決定し、責任を開始させるような代理権がありません。

3. 保険金等をお支払いできない場合

つぎのような場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。
※増額部分が該当した場合は、その増額部分について保険金等が支払われません。

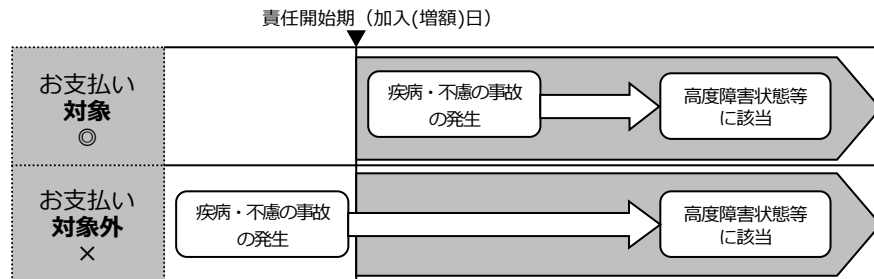
○免責事由（死亡・高度障害保険金の場合）

- ・加入（増額）日から起算して1年以内における被保険者の自殺（死亡保険金）
- ・保険契約者、保険金受取人の故意（死亡・高度障害保険金）
- ・被保険者の故意（高度障害保険金）
- ・戦争その他の変乱（死亡・高度障害保険金）（注）

（注）その該当被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、引受保険会社はその程度に応じ、保険金等の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

○加入（増額）日前の疾病や不慮の事故（高度障害保険金等の場合）

高度障害状態等の原因となる傷病等が加入（増額）日前に生じている場合（原因となる傷病等が加入（増額）日前に生じていた場合は、その傷病等を告知いただいた場合でも、お支払いの対象となりません。）



○告知義務違反

保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が事実と相違していたことを原因として、保険契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除された場合

○詐欺による取消し

保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその被保険者の部分が取消しとされた場合

○不法取得目的による無効

保険契約者または被保険者に保険金等の不法取得目的があつて、保険契約の全部またはその被保険者の部分が無効である場合

○重大事由解除

保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除された場合

○保険契約の失効

保険契約者から保険料の払込みがなく、保険契約が効力を失った場合

4. 脱退について

被保険者が退職その他の事由により加入資格を失われた場合には、保険契約から脱退となります。この保険には、脱退による返戻金はありません。

5. 信用リスクについて

引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。

6. 生命保険契約者保護機構について

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

7. 保険金等の支払いに関する手続き等の留意事項

- 保険金等のご請求は、団体（ご契約者）経由で行っていただく必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体窓口にご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、パンフレット等に記載しておりますので、併せてご確認ください。
- 保険金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

8. 生命保険協会における「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

9. この保険に関するご照会先について

- 契約に関する諸手続き、当書面に関するご照会（従業員グループ保険）
契約者連絡先：大和証券ファシリティーズ株式会社 保険事業部
TEL 03-5555-6960（#561-6960）

- その他のご照会

引受保険会社：太陽生命保険株式会社 団体保険課
03-3272-6268 / 0120-937-508（通話無料）

* IP 電話の一部は利用不可

受付時間 9時～17時（土・日・祝日、年末年始を除く）

太陽-勸-企保M-22-002（2022年4月改訂）